# 有害大気汚染物質に関する 自主管理計画

日本製紙連合会

平成13年7月

## 1.基本的な考え方

- (1)この自主管理計画は、日本製紙連合会(以下「連合会」という。)が平成 9年1月20日に制定した環境に関する自主行動計画(平成13年1月2 2日一部改定)を遵守し、優先取組み物質のうち該当する有害大気汚染物 質の排出抑制に努めることを目的とする。
- (2)自主管理計画は、連合会として策定するものであり、連合会の会員会社(以下単に「会員会社」という。)は、この自主管理計画に基づき排出抑制対策を各社ごとに策定し実行する。
- (3)会員会社は、PRTR制度による実態把握等を活用し、排出抑制対策を推 進する。
- (4)連合会は、定期的に会員会社の自主管理計画及び実績のとりまとめを行い、 連合会の自主管理計画の進捗状況を確認し、会員会社に適宜必要な情報を 提供し、相互の排出抑制対策実行の参考に資する。
- (5)連合会は、会員団体(団体として連合会に加盟している工業組合等をいう。)及び非会員会社に対しても情報の提供を行い、連合会の自主管理計画に基づき行動することを勧奨する。
- (6)自主管理計画は、平成11年度の排出量を基準とし、達成目標年度は平成15年度とする。
- (7)自主管理に係る担当委員会は、環境保全委員会大気対策小委員会とし、関係委員会との緊密な連携を図りつつ計画を推進する。

#### 2 . 自主管理計画の対象物質

連合会では、平成11年度を目標とする自主管理計画を平成9年3月に策定し排出削減に取り組んできた。その結果、対象3物質(ホルムアルデヒド、クロロホルム及びベンゼン)についていずれも目標を大幅に上回る削減を達成し、関係の審議会においてその取組みは評価されている。しかしながら、依然として排出量は多く、更なる排出抑制が必要である。

従って、これまでの自主管理計画と同様にこれら3物質を対象物質として 排出削減の取組みを進める。

- 3. 自主管理計画の目標(別紙参照)
  - (1)平成12年3月末の時点において把握した平成11年度の排出量を「基準排出量」とし、平成15年度の削減目標量(会員会社合計)及び目標削減率(会員会社平均)を設定する。
  - (2)削減目標率及び目標量(管理目標値)

ホルムアルデヒド 6 5 % (14.9トン 5.2トン) クロロホルム 3 5 % (1,118トン 725トン) ベンゼン 7 0 % (220トン 66トン)

(3)環境保全委員会委員長は、排出抑制目標を達成するため必要に応じて会員会社に支援・助言を行うものとする。

## 4.排出量の実態把握等

- (1)排出量は、原則として[ガス濃度]×[排風機仕様風量]又は[ガス濃度]×[実測風量]によって算定する。
- (2)ガス濃度若しくは風量の測定が困難な場合又は測定値に正確性を欠く場合は、薬品の使用量等から副生成量又は発生量を算定し、排出量を把握する。
- (3)会員会社は、(1)及び(2)に基づく算定結果を連合会に報告するとともに、連合会の自主管理計画の進捗状況を踏まえ、目標値に対する達成状況を評価する。報告の書式等については、別途定める。
- (4)連合会は、当該年度終了後1ヵ月程度を目処に、排出抑制対策及び排出状況をとりまとめ、評価を行う。

# 5.排出抑制対策

(1)対象3物質の排出状況

< ホルムアルデヒド >

紙質の向上等を目的とする使用薬品(紙力増強剤、耐水化剤等)に不純物として含まれるものが、使用過程で分離、排出される。また、工程薬品の原料として直接使用されるものは、他の物質に変化・消費される。

< クロロホルム >

この物質の発生源はクラフトパルプの漂白工程であり、その副生成量は漂白方法又は使用薬品の種類、使用量等により異なる。これまでの文献や実態調査等によれば、副生成量又は排出量に差はあるが、漂白工程及

び漂白排水処理工程の排ガスから検出されている。

### <ベンゼン>

焼却設備の型式は、広範囲(約10種類)に及んでおり、その設備型式と排出量との間の関係については現段階では明確でないが、焼却炉の排出ガス中に排出が認められる。ベンゼンの排出量は、焼却設備の種類、焼却対象物等により大きく異なる。

# (2)対象3物質の排出抑制対策

会員会社は、自主管理計画の対象物質の排出状況を踏まえ、それぞれ次に掲げる対策を主体として排出削減に努める。

1) ホルムアルデヒド

代替薬品の採用

当該薬品使用量の削減(不純物含有量の低減対策を含む。)

2) クロロホルム

ECF漂白法(元素状の塩素を使用しない漂白法をいう。)の導入 漂白薬品の適正添加

過酸化水素等の代替薬品の採用

漂白排水の活性汚泥処理

3) ベンゼン

焼却炉の更新

燃焼の安定化

焼却物の脱水の強化

### 6. その他

- (1)会員会社は、地方自治体がモニタリングを実施する場合は、その結果を入手し、大気環境の状況の把握に努める。また、会員会社は、必要に応じて敷地境界等のモニタリングを行い、排出抑制対策の評価を行う。
- (2)会員会社は、新規の設備についても自主管理計画を考慮し、対策を講ずる。
- (3)会員会社は、地域住民等の理解の増進を図るため、自主管理計画の内容及び取組み状況等について、報告書の作成、配布等の情報提供に努める。
- (4)会員会社は、有害大気汚染物質を排出する工程に従事する者等に対し、自主管理計画達成のため、必要な教育・訓練等を行う。

以上

# 有害大気汚染物質・自主管理計画の排出削減目標

今回計画	ホルムアルデヒド	クロロホルム	ベンゼン
基準排出量(トン) (平成11年度)	14.9	1 1 1 8	2 2 0
使用量(トン) (平成11年度)	2 8 9	(非意図的)	(非意図的)
管理目標値 (平成15年度)			
排出量(トン)	5 . 2	7 2 5	6 6
削減量(トン)	9.7	3 9 3	1 5 4
削減率(%)	6 5	3 5	7 0
前回実績			
排出量(トン、8年度)	6 3	1 6 5 5	6 9 0
排出量(トン、11年度)	14.4	1 1 1 7	2 2 0
削減率(%、目標)	5 0	27.5	4 0
削減率(%、実績)	7 7	32.5	6 8